

焼津市認知症対策連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 認知症の人又はその家族に対する支援体制の構築や認知症に関する知識の普及啓発について検討するため、焼津市認知症対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 認知症の人及びその家族への支援のための連絡調整に関すること。
- (2) 認知症の早期発見、受診及び予防のための必要な知識の普及啓発に関すること。
- (3) 認知症支援に携わる専門職の知識向上に関すること。
- (4) 認知症初期集中支援チームの実施体制及び活動内容に関すること。
- (5) 認知症施策推進計画の策定、変更及び進捗管理に関すること。
- (6) その他認知症対策に関する必要な事項

(組織等)

第3条 連絡会議は、次に掲げる認知症関係機関及び関係団体から選出された 15 人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 焼津市民生委員児童委員協議会
- (4) 焼津市社会福祉協議会
- (5) 介護支援専門員
- (6) 介護サービス事業者
- (7) 認知症家族会
- (8) 認知症疾患医療センター

2 会長は、委員の互選によりこれを決め、副会長は、会長が指名するものとする。

3 会長は連絡会議を統括する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集等)

第5条 連絡会議は、会長が必要に応じ招集し、その議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は当該関係者に対して資料の提出を求めることができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員等で構成するワーキング会議を開催することができるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び前条第4項により連絡会議に出席した者は、正当な理由なく、会議

の内容その他職務上知り得た個人に関する情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局等)

第7条 連絡会議の事務局は、市長の定める組織に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。